

板橋区里親委託交流事業補助金交付要綱

(令和4年6月30日区長決定)

(令和5年12月11日区長決定)

(令和6年7月12日区長決定)

(令和7年9月12日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区里親委託交流事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、候補家庭が実施する事業に対し、その経費の一部を板橋区が予算の範囲内で補助することにより、事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、実施要綱において使用する用語の例による。

(通則)

第3条 補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和42年3月31日東京都板橋区規則第3号）に定めるところによる。

(交付対象)

第4条 交付対象は、実施要綱に基づく板橋区里親委託交流事業を実施する候補家庭とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、引き合わせのための面会後、初めて面会交流を行った日から委託候補児童が候補家庭に委託措置された日の前日又は交流中止となった日までの期間に実施した補助事業に必要な経費とする。

(補助金の交付額)

第6条 この補助金は、委託候補児童1人を単位として、日数×1日当たり単価5,400円を交付するものとする。

2 補助金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする候補家庭（以下「申請者」という。）に、板橋区里親委託交流事業補助金交付申請書（第1号様式）その他必要とする書類を、区長が定める期日までに提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第8条 区長は、申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付を決定したときは、板橋区里親委託交流事業補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 区長は、補助金を交付しないことを決定したときは、板橋区里親委託交流事業補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 区長は、補助金の交付が暴力団（東京都板橋区暴力団排除条例（平成24年10月30日東京都板橋区条例第28号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるときは、補助金の交付を決定してはならない。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた候補家庭（以下「補助事業者」という。）は交流期間が終了したとき又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、板橋区里親委託交流事業実績報告書（第3号様式）及び板橋区里親委託交流事業実施報告書（第4号様式）その他必要とする書類を、別に定める期日までに区長に提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第10条 区長は、前条の規定による実績報告書及びこれに係る審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、板橋区里親委託交流事業補助金額確定通知書（第5号様式）により、補助事業者に通知する。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定により補助金の額を確定したときは、補助事業者は区長が定める期日までに板橋区里親交流委託事業補助金請求書（第6号様式）を提出するものとする。

2 区長は、前項の規定により補助金の請求を受けたときは、速やかに補助金を支払うものとする。

(決定の取消)

第12条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

(2)補助金等を他の用途に使用したとき。

(3)その他補助金等の交付の決定の内容またはこれに対した条件その他法令またはこの規則に基づく命令に違反したとき。

2 区長は前項の規定による取消しをしたときは、その内容を板橋区里親委託交流事業補助金交付決定取消通知書（第7号様式）により、補助事業者に速やかに通知しなければならない。

（補助金の返還）

第13条 補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2 補助事業者に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

（違約加算金及び延滞金）

第14条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（書類の保存）

第15条 区長は、補助事業者に補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理させ、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存させなければならない。

（非常災害の場合の措置）

第16条 補助事業者が非常災害等により被害を受けたため、補助事業の遂行が困難となつた場合の特別な措置等については、必要に応じ、区長が通知する。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決定日より施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決定日より施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決定日より施行し、令和7年4月1日から適用する。

第1号様式（第7条関係）

年　月　日

板橋区里親委託交流事業補助金交付申請書

板橋区長 あて

申請者 住所
代表者氏名
電話

板橋区里親委託交流事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。なお、本事業の目的を理解した上で誠実に遂行します。

記

1 申請額 金_____円

2 申請額内訳
日 × 円 = 円

第2号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

板橋区里親委託交流事業補助金交付（不交付）決定通知書

あて

板橋区長

年 月 日付で申請のあった板橋区里親委託交流事業補助金については、下記のとおりとすることに決定したので通知します。

記

1 補助金の交付について 補助金の交付を決定します（金 円）。
補助金の不交付を決定します。（理由 ）

2 補助条件（交付を決定した場合）

次の補助条件に従わなければならない。

- (1) 次の各号の一に該当する場合は、補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消す。
 - ① 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
 - ② 補助金等を他の用途に使用したとき。
 - ③ その他補助金等の交付の決定の内容またはこれに対した条件その他法令またはこの規則に基づく命令に違反したとき。
- (2) (1)により補助金の交付の決定を取り消された場合において、区長から当該補助金の返還を命じられたときは、区長が指定する期限までに当該補助金を返還しなければならない。
- (3) (2)による補助金の返還命令に基づき補助金を返還する場合は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (4) (2)により補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (5) 補助事業に係る収支の事実を明らかにした証拠書類を整理するとともに、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならぬ。
- (6) 補助金の交付請求
区長が指定する日までに、所定の様式により区長に補助金の交付を請求しなければならぬ。

第3号様式（第9条関係）

年　月　日

板橋区里親委託交流事業実績報告書

板橋区長　　あて

補助事業者　住所
代表者氏名
電話

年　月　日付　　第　　号で交付決定を受けた板橋区里親委託交流事業補助金に
係る事業の実績について、板橋区里親委託交流事業補助金交付要綱第9条に基づき、下記のとおり
関係書類を添えて報告します。

記

1 積算額　　金_____円

2 積算額内訳
　　日　×　　円　＝　　円

3 事業実施報告書　　別添第4号様式のとおり

第4号様式（第9条関係）

年　月　日

板橋区里親委託交流事業実施報告書

補助事業者　代表者氏名

里親登録番号					
交流児童 名	氏 名		生年 月日	年　月　日	
委託前 入所施設名			養育家庭等措置日 (面会中止日)	年　月　日	
交流期間	年　月　日から			年　月　日まで	
実施日数	日				

※交流実施内容詳細は別紙のとおり

(別紙)

補助事業者 代表者氏名

＜交流実施内容＞

第5号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

板橋区里親委託交流事業補助金額確定通知書

あて

板橋区長

年 月 日付で報告のあった板橋区里親委託交流事業補助金について、板橋区里親委託交流事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり補助金額が確定したので通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助金確定額 金 円

板橋区里親委託交流事業補助金請求書

金額						
----	--	--	--	--	--	--

ただし、板橋区里親委託交流事業に要する 年度分の補助金(年
月から 年 月 まで)を請求します。

年 月 日

板橋区長 あて

(補助事業者)

住所 _____

代表者氏名 _____

第7号様式（第12条関係）

第 号
年 月 日

板橋区里親委託交流事業補助金交付決定取消通知書

あて

板橋区長

年 月 日付で交付決定した板橋区里親委託交流事業補助金について、下記のとおり取り消すことに決定したので通知します。

（既に補助金を交付しているときは、次の文章を付け加える。）

この取消しに係る部分について、既に交付されている補助金の返還を、下記のとおり命じます。

記

1 取消しの範囲

2 理由

（補助金の返還を命ずるときには、次の各項を付け加える。）

3 返還する金額

4 返還期日 年 月 日

5 違約加算金

板橋区里親委託交流事業補助金交付要綱第14条第1項により違約加算金を納付しなければなりません。

6 延滞金

4の返還期日までに返還を命じられた補助金を返還しなかったときは、板橋区里親委託交流事業補助金交付要綱第14条第2項により延滞金を納付しなければなりません。